

所得税の確定申告

問合せ

荒川税務署 ☎ (3893) 0151

申告書の作成・提出方法

申告期間 3月16日(月)まで

作成方法 国税庁ホームページの確定申告書等作成センター（右下の二次元コード）から画面の案内に沿って入力すると、自動計算で申告書を作成できます。また、マイナポータルと連携すると、控除証明書等のデータを申告書に自動入力でき、自宅から申告できます



申告方法 ▶ e-Taxを利用して送信
▶ 税務署に郵便で提出

HP <https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/smsp/top#bsctrl>

その他

- 申告書の提出には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または提出が必要です
- 申告義務のない方が行う還付申告*は、5年間提出できます
- ※年末調整済の給与所得のみの方で、医療費控除や寄附金控除により還付を受けられる方等が該当
- 申告書は、提出用と控え用があります。書面で提出する際は、提出用を提出してください
- 現金で納付する場合、3月16日(月)が納付期限です。申告書提出後に税務署から納付のお知らせ等を送ることはありません
- キャッシュレス決済でも納付できます。詳細は、国税庁ホームページ（右の二次元コード）をご覧ください

HP <https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm>



個人事業税の申告

都内に事業所・事務所があり、法律で定められた事業を行なう個人に課税されます。なお、所得税の確定申告をすれば、個人事業税の申告は不要です。

問合せ 荒川都税事務所 ☎ (3802) 8111

確定申告作成会場

期間 2月16日(月)～3月16日(月) ※(土)・(日)・祝等を除く

時間 午前9時15分～午後5時 ※受け付けは、午前8時30分～午後4時

会場 荒川税務署 1階

持ち物 申告書作成に必要な書類（収入がわかるもの・各種控除の証明書等）、マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書・署名用電子証明書のパスワードが必要。マイナンバーカードを持っていない場合は、通知カード等の個人番号確認書類・運転免許証等の本人確認書類）

入場方法

入場にはLINEのオンライン予約が必要です。予約ができない方には、当日、会場で整理券を配布します（なくなりしだい終了）。※申告書等の提出のみの場合には、予約不要

申込み

国税庁LINE公式アカウント（右の二次元コード）で



その他

- 申告書作成会場では、スマートフォンによる申告書の作成を推奨しています
- 上記期間前の相談もLINEでオンライン予約が必要です

日曜日の申告書作成会場

期日 3月1日(日)

時間 午前9時15分～午後5時
※受け付けは、午前8時30分～午後4時会場 足立税務署（足立区千住旭町4-21足立地方合同庁舎）
※荒川税務署は開庁していません

税目 所得税及び復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税及び地方消費税

内容 申告書の配布、申告相談、申告書の受け付け

問合せ 荒川税務署 ☎ (3893) 0151

税の無料相談会

期日 2月24日(火)

時間 ▶ 午前10時30分～午後0時30分 ▶ 午後1時30分～3時30分

会場 南千住駅前ふれあい館
※確定申告用紙等の配布や申告書の受け付けは行いません

問合せ 東京税理士会荒川支部 ☎ (3800) 5577

令和8年度から適用される主な税制改正

給与収入190万円以下の方の控除金額が増えます

給与所得を算出する際に、給与収入から控除する額（給与所得控除）の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます（給与収入190万円を超える方を除く）。

※室内労働者の事業所得等所得計算の特例も、必要経費に算入する最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます

19～22歳を対象に特定親族特別控除が創設されます

19～22歳で合計所得金額が58万円超123万円以下（給与のみの場合、123万円超188万円以下の収入）の生計を一にする親族（以下、特定親族）を有する場合には、所得割の納税義務者が「特定親族特別控除」を受けることができます（特定親族が配偶者、または事業専従者の場合を除く）。

改正内容の詳細は、荒川区ホームページ（右の二次元コード）をご覧ください。

問合せ 税務課課税係 ☎ 内線2316

扶養親族等の所得要件が引き上げられます

各種控除の対象となる扶養親族等の所得要件が引き上げられます。

所得要件	改正前	改正後
同一生計配偶者・扶養親族の合計所得金額	48万円以下 (103万円以下)	58万円以下 (123万円以下)
ひとり親控除の対象となる子の総所得金額等		
勤労学生控除の対象となる合計所得金額	75万円以下 (130万円以下)	85万円以下 (150万円以下)

※（ ）内は給与のみの場合の収入金額（給与所得控除前）

基礎控除の見直し

所得税では令和7年分から基礎控除の見直しが行われましたが、個人住民税では基礎控除の変更はありません。